

企画 1 - 1

不利益処分の内容	公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金の交付の決定の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金交付規則第 8 条		
担 当 課	創生企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
交付金の交付の決定の取消は、規則第 8 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところにより、その必要な範囲内において行う。 1 規則第 8 条第 1 号にあっては、虚偽の事実に基づく申請により交付金の交付を受けたこと、不正な手段を講じて交付を受けたこと等により交付金の交付を受けたことの実事が判明し、確認されたときに行う。 2 規則第 8 条第 2 号にあっては、交付金の交付の根拠となる法令、規則若しくは県との取決め又は地方独立行政法人法に定める中期計画若しくは年度計画（令和 5 年度以前に交付の決定を行ったものに限る。）に定めるところに違反して、対象事業以外の用途に交付金を使用したことの実事が判明し、確認されたときに行う。 3 規則第 8 条第 3 号にあっては、対象事業に係る県の交付金の交付の決定が取り消された場合に、当該取消しの原因が法人の責めに帰するときに行う。 4 規則第 8 条第 4 号にあっては、故意又は悪意の有無及びその程度、違反し、又は指示に従わなかった理由その他を総合的に判断し、交付金の交付の目的が達成されないと認めたときに行う。			
変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

企画 1 - 2

不利益処分の内容	公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金の返還命令		
根拠法令及び条項	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金交付規則第9条		
担 当 課	創生企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
交付金の返還命令は、第8条の規定により交付金の交付の決定が取り消された場合に、当該取消しに係る部分について、既に交付金の全部又は一部が交付されているときに行うものである。具体的には、当該取消しに係る部分に相当する交付金の金額のうち、現に交付された金額について行い、期限については、返還すべき額の程度等を勘案し、社会一般常識の範囲で相当と認められる期限とする。			